

三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修工事費補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することに寄与するため、市民が自ら行う住宅の耐震診断及び耐震改修工事の実施に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助することについて、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象建築物 市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅、長屋住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。以下「住宅」という。）であること。
 - イ 居住の実態があること、又は居住することが確実であること。
 - ウ 地階を除く階数が3以下であること。
 - エ 販売を目的とするものでないこと。
 - オ 国、地方公共団体、その他公的団体が所有するもの以外であること。
- (2) 木造住宅耐震診断設計資格者 第4条第4項に規定する登録を受けた者をいう。
- (3) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修・財団法人日本建築防災協会発行）に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて、木造住宅耐震診断設計資格者が行った木造住宅の地震に対する安全性の評価をいう。
- (4) 簡易耐震診断 国土交通省住宅局監修、一般財団法人日本建築防災協会編集のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診票に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性の評価をいう。

(5) 耐震改修計画 耐震診断の結果，上部構造評点が1.0未満の補助対象住宅を，耐震改修工事後に0.3以上向上し，かつ，1.0以上にするために必要となる木造住宅耐震診断設計資格者が作成する補強計画で，次のいずれかに該当するものをいう。

ア 耐震改修計画の作成に当たって一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プログラムを利用して行うもの

イ 耐震改修計画判定書の交付を受けた補強計画に基づき行うもの

(6) 耐震改修設計 耐震改修計画を作成し，補強計画図，見積書等の耐震改修工事に必要な図書を作成することをいう。

(7) 耐震改修工事 耐震改修計画に基づいて行う工事で，木造住宅耐震診断設計資格者が建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理を行うことをいう。

(8) 除却工事 耐震診断結果の上部構造評点が1.0未満又は簡易耐震診断による評点の合計が7以下の補助対象住宅を取り壊すことをいう。

(9) 現地建替え工事 除却工事後，同一の敷地に，新たに住宅を建築することをいう。

(10) 非現地建替え工事 除却工事後，別の敷地に，新たに住宅を建築することをいう。

(11) 木造耐震診断資格者講習 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習又は同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習をいう。
（補助対象者）

第3条 この告示において補助の対象となる者は，次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者又は現に居住している者
- (2) 補助対象事業完了後も市内に居住する者
- (3) 市税及び料の滞納がない者
- (4) これまでに同様の補助金の交付を受けていない者

2 耐震改修工事又は現地建替え工事を行おうとする者においては，前項第1号

の規定にかかわらず、居住予定者とすることができる。

(木造住宅耐震診断設計資格者の登録等)

第4条 市長は、耐震診断及び耐震改修設計を行う者として、木造住宅耐震診断設計資格者を登録するものとする。

2 前項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、法人又は個人事業主（建築士法第23条第1項の規定による登録を受けた者に限る。）に直接雇用されている者又は個人事業者で、同法第2条の規定による1級建築士、2級建築士若しくは木造建築士でなければならない。

3 登録申請者は、三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 建築士免許証の写し

(2) 建築士事務所登録通知書の写し

(3) 木造耐震診断資格者講習を修了したことを証する書類の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、前項の申請があったときは、同項各号に掲げる書類を確認し、登録申請者が木造住宅耐震診断設計資格者として適当と認めるときは、登録申請者を三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿（様式第2号）に登録するとともに、市のホームページへの掲載その他の手段によりこれを公表するものとする。

5 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して最長3年間とする。

6 市長は、第4項の規定による登録をしたときは、木造住宅耐震診断設計資格者に対し、三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録通知書（様式第3号）を交付するものとする。

7 木造住宅耐震診断設計資格者は、登録に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更届出書（様式第4号）に変更する内容が確認できる書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

8 市長は、前項の届出があったときは、登録事項の変更に係る書類を確認し、適当と認めるときは、三次市木造住宅耐震診断設計資格者名簿に変更事項を登録するとともに、市のホームページへの掲載その他の手段によりこれを公表するものとする。

- 9 市長は、変更事項の登録をしたときは、木造住宅耐震診断設計資格者に対し、三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録事項変更通知書（様式第5号）を交付するものとする。
- 10 木造住宅耐震診断設計資格者は、この告示に基づく耐震診断及び耐震改修設計を行う際に、建築士法その他関係法令に基づきその業務を誠実に行うとともに、不当な耐震改修の勧誘等をしてはならない。
- 11 木造住宅耐震診断設計資格者は、耐震診断及び耐震改修設計について、必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。
- 12 市長は、木造住宅耐震診断設計資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、木造住宅耐震診断設計資格者の登録を抹消するものとする。
- (1) 登録の辞退の申出があったとき。
 - (2) 登録の有効期間が満了したとき。
 - (3) 建築士法第2条第1項の建築士でなくなったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により第3項の登録を受けたことが判明したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。
- 13 市長は、木造住宅耐震診断設計資格者の登録を抹消したときは、抹消した者に対し、三次市木造住宅耐震診断設計資格者登録抹消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（耐震診断補助対象事業及び補助額）

第5条 補助の対象となる事業は、補助対象建築物に対して行う耐震診断とする。

- 2 補助額は、耐震診断に要する経費の3分の2の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内とする。ただし、6万円を上限とする。

（耐震診断費補助金交付の申請）

第6条 耐震診断費補助金の交付を申請しようとする者（以下「耐震診断費補助金申請者」という。）は、耐震診断を行おうとする前に、三次市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し

- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者がわかるもの
- (3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの
- (4) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
- (5) 市税及び料の滞納がないことの証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(耐震診断費補助金交付決定通知等)

第7条 市長は、耐震診断費補助金の交付の決定をしたときは、三次市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（様式第8号）により耐震診断費補助金申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、耐震診断費補助金を交付しないことを決定したときは、三次市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（様式第9号）により耐震診断費補助金申請者に通知するものとする。

（耐震診断の実施）

第8条 耐震診断費補助金の交付の決定を受けた者（以下「耐震診断費補助事業者」という。）は、前条第1項の耐震診断費補助金の交付決定がされた日以後に耐震診断の実施に係る契約を行い、耐震診断を実施しなければならない。

（計画の変更又はとりやめ）

第9条 耐震診断費補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定後において、計画の変更を行う場合は、遅滞なく三次市木造住宅耐震診断費補助事業変更承認申請書（様式第10号）に変更する内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し承認を得なければならない。

- 2 市長は、計画の変更を認めたときは、三次市木造住宅耐震診断費補助事業変更承認通知書（様式第11号）により耐震診断費補助事業者に通知するものとする。

- 3 耐震診断費補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定後において、事業のとりやめを行う場合は、三次市木造住宅耐震診断費補助事業とりやめ届出書（様式第12号）により市長に届け出なければならない。

- 4 前項の規定による届け出があったときは、第7条第1項の規定による当該事業の耐震診断費補助金の交付の決定は、その効力を失うものとする。

(耐震診断実績報告)

第10条 耐震診断費補助事業者は、耐震診断が完了したときは、三次市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 耐震診断に要する費用の請求書の写し及び領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、耐震診断の完了の日から起算して30日を経過した日又は完了の日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

(耐震診断費補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が耐震診断費補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査及び確認し、適合すると認めるときは、交付すべき耐震診断費補助金の額を確定し、三次市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(様式第14号)により耐震診断費補助事業者に通知するものとする。

(耐震診断費補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた耐震診断費補助事業者は、三次市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(様式第15号)を市長に提出し、耐震診断費補助金の交付の請求をするものとする。

(耐震診断費補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、耐震診断費補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震診断費補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 耐震診断費補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が耐震診断費補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 前項の規定は、当該事業について第11条に基づく交付すべき耐震診断費補

助金の額の確定があった後においても適用する。

- 3 市長は、第1項の規定により耐震診断費補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、三次市木造住宅耐震診断費補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（様式第16号）により耐震診断費補助事業者に通知するものとする。

（耐震診断費補助金の返還命令）

第14条 市長は、前条の規定により、交付決定を取り消したときは、三次市木造住宅耐震診断費補助金返還命令書（様式第17号）により耐震診断費補助金の返還を命じる。

（耐震診断費補助金の帳簿等の整備）

第15条 耐震診断費補助金の交付を受けた者は、耐震診断費補助事業に係る証ひょう書類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、耐震診断費補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（耐震改修工事補助対象事業及び補助額）

第16条 補助の対象となる事業（以下「耐震改修工事補助対象事業」という。）は、次に掲げるもので、次条の規定による申請をした日の属する年度内に工事が完了するものとする。

(1) 耐震改修工事を行うもの

(2) 現地建替え工事を行うもので、次に掲げる要件の全てに該当するもの

ア 新たに建築する住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの

イ 新たに建築する住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外にあるもの

(3) 非現地建替え工事を行うもの

(4) 除却工事を行うもので、新たに居住する住宅が耐震性を有するもの

- 2 前項第2号から第4号までに掲げる耐震改修工事補助対象事業において、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善するものとする。

- 3 補助額は次の表のとおり（その額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額以内）とする。

耐震改修工事補助対象事業	補助額（消費税を除く。）
耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の80パーセント、かつ、83万8千円を限度とする。
現地建替え工事	現地建替え工事に要する費用の80パーセント、かつ、83万8千円を限度とする。
非現地建替え工事	除却工事に要する費用の23パーセント、かつ、50万円を限度とする。
除却工事	

（耐震改修工事費補助金交付の申請）

第17条 耐震改修工事費補助金の交付を申請しようとする者（以下「耐震改修工事費補助金申請者」という。）は、耐震改修工事補助対象事業を行おうとする前に、三次市木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書（様式第18号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者がわかるもの
- (3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの。ただし、第5条から第15条までに規定する木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けた者は除く。
- (4) 耐震改修設計に係る契約書の写し
- (5) 耐震改修計画書及び耐震改修工事の設計図書
- (6) 耐震改修工事に要する費用の見積書及びその写し
- (7) 耐震診断結果報告書の写し及び改修後耐震診断計算書
- (8) 耐震改修工事費補助金の交付申請に係る誓約書（様式第19号）
- (9) 市税及び料の滞納がないことの証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 現地建替え工事、非現地建替え工事又は除却工事を行うもので、補助対象建築物が建つ敷地の道路に面するブロック塀が存する場合は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ブロック塀の外観写真
- (2) ブロック塀の倒壊の危険性の有無と改善方法を示すもの

（耐震改修工事費補助金の交付決定通知等）

第18条 市長は、耐震改修工事費補助金の交付の決定をしたときは、三次市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定通知書（様式第20号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、耐震改修工事費補助金を交付しないことを決定したときは、三次市木造住宅耐震改修工事費補助金不交付決定通知書（様式第21号）により申請者に通知するものとする。

（耐震改修工事の着手）

第19条 耐震改修工事費補助金の交付の決定を受けた者（以下「耐震改修工事費補助事業者」という。）は、前条第1項の補助金交付決定がされた日以後に耐震改修工事の工事監理及び耐震改修工事補助対象事業の施工に係る契約を行い、耐震改修工事補助対象事業に着手しなければならない。

2 耐震改修工事費補助事業者は、工事に着手した時には、遅滞なく三次市木造住宅耐震改修工事費補助事業着手届出書（様式第22号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

(1) 耐震改修工事の工事監理及び耐震改修工事補助対象事業の施工に係る契約書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（耐震改修工事の計画の変更又はとりやめ）

第20条 耐震改修工事費補助事業者は、第18条第1項の規定による補助金交付決定後において、計画の変更を行う場合は、遅滞なく三次市木造住宅耐震改修工事費補助事業変更承認申請書（様式第23号）に変更する内容が確認できる書類を添付して、市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、計画の変更を認めたときは、三次市木造住宅耐震改修工事費補助事業変更承認通知書（様式第24号）により耐震改修工事費補助事業者に通知するものとする。

3 耐震改修工事費補助事業者は、第18条第1項の規定による補助金交付決定後において、耐震改修工事補助対象事業のとりやめを行う場合は、三次市木造住宅耐震改修工事費補助事業とりやめ届出書（様式第25号）により市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届け出があったときは、第18条第1項の規定による当該

事業の耐震改修工事費補助金の交付の決定は、その効力を失うものとする。

(耐震改修工事实績報告)

第21条 耐震改修工事費補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、三次市木造住宅耐震改修工事費補助事業実績報告書(様式第26号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の完了時の工事写真
- (2) 耐震改修工事に要した費用の請求書の写し及び領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、耐震改修工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は完了の日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該耐震改修工事が耐震改修工事費補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを、現地検査等を行って調査及び確認しなければならない。

(耐震改修工事費補助金の額の確定)

第22条 市長は、前条第3項の規定による調査及び確認の結果、実績報告が耐震改修工事費補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき耐震改修工事費補助金の額を確定し、三次市木造住宅耐震改修工事費補助金額確定通知書(様式第27号)により耐震改修工事費補助事業者に通知するものとする。

(耐震改修工事費補助金の請求)

第23条 前条の規定による通知を受けた耐震改修工事費補助事業者は、三次市木造住宅耐震改修工事費補助金交付請求書(様式第28号)を市長に提出し、耐震改修工事費補助金の交付の請求をするものとする。

(耐震改修工事費補助金の交付決定の取消し)

第24条 市長は、耐震改修工事費補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、耐震改修工事費補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 耐震改修工事費補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が耐震改修工事費補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

2 前項の規定は、当該事業について交付すべき耐震改修工事費補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定により耐震改修工事費補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、三次市木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（様式第29号）により耐震改修工事費補助事業者に通知するものとする。

（耐震改修工事費補助金の返還命令）

第25条 市長は、前条の規定により、交付決定を取り消したときは、三次市木造住宅耐震改修工事費補助金返還命令書（様式第30号）により耐震改修工事費補助金の返還を命じる。

（耐震改修工事費補助金の帳簿等の整備）

第26条 耐震改修工事費補助金の交付を受けた者は、耐震改修工事補助対象事業に係る証ひょう書類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、耐震改修工事補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（補助対象者等に対する指導及び助言）

第27条 市長は、耐震診断又は耐震改修工事の補助金の交付を受けようとする者及び木造住宅耐震診断設計資格者に対して、住宅の地震に対する耐震性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第28条 この告示の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。